

## 申告が必要な預貯金等の資産額確認のための添付書類の例

申告する項目	必要となる添付書類
預貯金（普通・定期）	<u>すべての預金通帳の写し（必ず記帳してから提出してください）</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙などの口座名義人がわかるページの写し</li> <li>・最終残高（申請日の直近から2か月前までのもの）が記載されているページの写し</li> </ul> <u>（配偶者がいる場合は配偶者の分も必要となります）</u>
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀（積立購入などを含む）等 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス貯金（現金）	自己申告、任意様式
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書等

※虚偽の申告により不正にサービス費の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。